

意見提出用紙

| | | |
|--|------|----|
| 1. 諮問（条例改正（案））内容について皆さんの意見を伺います。 （以下に○をつけ、修正や追加がある場合案を記載ください。） | | |
| 意見なし | 一部修正 | 追加 |
| <p>（一部修正・追加意見）</p> <ul style="list-style-type: none">・青少年及び子どもの町政参加について、参加する権利の明記になっているが、年齢を引き下げる法改正の目的にも合うように次世代の担い手として積極的な学びの場が必要と考える。 <p>（例）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 行政は青少年や子どもに対して、次世代の担い手として、自治について、学ぶ機会を提供する。2. 青少年や子どもは自ら学ぶ場や町政に参加できる <p>（参考）八雲町水道水源保護条例、八雲町防災害危機管理条例の新規制定要望。</p> | | |
| 2. 別添「八雲町自治基本条例の手引き」について、現在の社会情勢を考慮し、変更を要する部分がありますか。また、その案についてあればご提案ください。 | | |
| <ul style="list-style-type: none">・「第 15 条（町民参加の方法）行政は…次に掲げる<u>一つ以上</u>の方法を活用して…」の内容を「…<u>二つ以上</u>の…」に変更 <p>・行政としては町民意見の公募（パブコメ）の活用をもって町民参加としている事例が多い、しかし、当初から寄せられる意見は少なく、パブコメの認知も低く現在では形骸化している。関係団体や審議会から意見を聞く方法を追加してはどうか。</p> <p>・パブコメを単なる手続きの通過点として捉えるのであれば、事務の遅れを招いている事例もあり、パブコメ募集の期限を 30 日以上とせず、短期間に変更しても良いのではないかと考える。</p> | | |

3. その他（条例改正だけでなくまちづくりの課題等、意見をいただければと思います。）

・まちづくりに関する情報はどれくらい町民に浸透しているか？

・情報公開の方法は

HP 割合

広報紙他 割合

・パブリックコメントではなく、各町内会で審議してもらっては？

・形だけの条例ではなく、しっかり計画、実行していく必要があると感じます。基本条例である（町民の基本姿勢と役割）についても現状、一部の町民を除いては、まちづくりに興味はないように感じている。

行政側から、具体的なまちづくり案、未来像等を周知し、町民に危機感、興味を持っていただかないとみんなで考えるまちづくりは難しいのではないかと思います。

すべての人における、理想のまちづくりは厳しい中、たくさんの方々で議論しあい、少しでもよりよい町となることを願っております。

また、持続可能なエネルギーやエコについては、事細かく吟味し、慎重に考えていただきたいと思う。

・現在町内会活動において、大小さまざまな問題も多くある。その中でも、地域会館の運営が負担となっている町内会があります。何か災害等が起きたときに使用または利用できる会館が少ないのでは。安心できる、また町内会に負担とならないこれからの地域会館の見直しが必要。

・（第 49 条自治推進委員会のあり方として）実効性を高めるために設置されているが、具体的な効果が見えない。

4 年に 1 度の見直しをするまでもない状態が続いているこのような状態が続き、4 年に 1 度の見直し検討が法的な文言のみで済むのであれば委員のなり手もない中、委員会は必要ないのではないかと。

小さくても実効性を高める動きが必要だと感じる。今後、SNS の活用を推進するのであれば、情報発信だけに限らず、相互間の意見のやり取りなどが簡単にできることが、望ましい。特に青少年を含め、若い世代に向けて認知度を高める内容が必須だと思う。